

伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付要綱

令和2年5月1日
伊予市告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じている中小企業者等の経営安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行う融資制度を利用した者に対し、市が予算の範囲内において当該融資に係る利子について伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象融資)

第2条 利子補給金の交付対象となる融資制度は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- (2) 新型コロナウイルス対策マル経融資
- (3) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- (4) 新型コロナウイルス対策衛経融資

(交付対象者)

第3条 利子補給の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人にあっては市内に住所を、法人にあっては市内に主たる事業所を有する者
- (2) 前条に掲げる融資制度の対象となる者で、令和3年3月31日までに融資を実行しているもの
- (3) 前条に掲げる融資制度について、国の特別利子補給助成金その他の利子補給金（以下「他の利子補給金」という。）を受けられることができると市長が認めた場合において、市長が行う他の利子補給金の受給勧告に従うことができる者
- (4) 前条各号の融資を受け、当該融資に係る返済が滞っていない者
- (5) 市税を完納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めた者は、交付対象者とすることができる。

(利子補給の期間)

第4条 利子補給の対象となる期間は、借入日から令和6年12月31日までとす

る。（ただし、他の利子補給金の対象期間を除く）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、当該各号に定める日を利子補給金の交付期間の終期とする。

(1) 繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日

(2) 個人にあっては住所、法人にあっては主たる事業所を伊予市外に移転した場合 移転した日

(3) 事業を廃止した場合 廃止した日

（利子補給金の対象）

第5条 利子補給金の交付対象となる融資額は、交付対象者一人につき6,000万円（融資額が6,000万円に満たないときは、当該融資額）を上限とする。

2 利子補給金の額は、前項に規定する融資額に係る毎年1月1日から12月31日までの間に日本公庫に支払った融資に係る利子額（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）から、他の利子補給金を差し引いた額とする。

3 利子補給率については、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（利子補給金の交付申請）

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、第2条に規定する融資が令和2年12月31日までに実行された者にあつては令和3年1月31日までに、令和3年1月1日から令和3年3月31日までに実行された者にあつては、実行されてから1か月以内に伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 日本公庫からの「ご融資のお知らせ」及び「借用証書」の写し

(2) 当該融資の「支払額明細書」の写し

(3) 誓約書兼同意書（別紙）

(4) その他市長が必要と認める書類

（利子補給金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第8条 前条の規定による利子補給金の交付の決定を受けた者は、毎年1月1日から12月31日までの償還金のうち利子分を、翌年2月末日までに伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

(1) 日本公庫が発行する「利息支払証明書」及び「支払済額明細書」

(2) 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては履歴事項全部証明書

- (3) 誓約書兼同意書（別紙）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（利子補給金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に利子補給金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 融資された資金を他の目的に使用したとき。
- (3) 日本公庫との約定による償還計画に基づく償還金を期日までに支払わなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

（書類の保存等）

第11条 利子補給金の交付の決定を受けた者は、当該利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該利子補給金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和2年7月6日告示第114号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年7月6日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示の施行の際現に伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金の交付決定を受けている者については、この告示による改正後の伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付要綱の規定を適用して当該利子補給金を交付する。

附 則（令和2年8月31日告示第128号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年8月31日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示の施行の際現に伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金の交付決定を受けている者については、この告示による改正後の伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付要綱の規定を適用して当該利子補給金を交付する。

附 則（令和３年１月２２日告示第６号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和３年１月２２日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示の施行の際現に伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付決定を受けている者及び利子補給金の交付申請を行っている者で、この告示の施行の日以後に交付決定を受けるものについては、改正後の別表第１の規定を適用して利子補給金を交付する。

附 則（令和３年３月２３日告示第４０号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和３年３月２３日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示の施行の際現に伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金の交付決定を受けている者については、この告示による改正後の伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付要綱の規定を適用して当該利子補給金を交付する。

附 則（令和６年３月２７日告示第５４号）

- 1 この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１２月１３日告示第２３３号）

- 1 この告示は、令和６年１２月１３日から施行する。

別表第1（第5条関係）

償還年	事業者別	売上高	融資総額	利子補給率
3年目 まで	個人 事業主 （小規模 企業者）	前年又は前々 年等同期比 5パーセント 以上減	4,000万円まで	—
			4,000～6,000万円	融 資 総 額 か ら 4,000万円を差し 引いた額の1.36 パーセント以内
	法人 （小規模 企業者）	前年又は前々 年等同期比 5パーセント 以上15パー セント未満減	4,000万円まで	融 資 総 額 の 0.46 パーセント以内
			4,000～6,000万円	融 資 総 額 か ら 4,000万円を差し 引いた額の1.36 パーセント以内
		前年又は前々 年等同期比 15パーセント 以上減	4,000万円まで	—
			4,000～6,000万円	融 資 総 額 か ら 4,000万円を差し 引いた額の1.36 パーセント以内
	個人事業 主及び法 人等 （中小企 業者等）	前年又は前々 年等同期比 5パーセント 以上20パー セント未満減	4,000万円まで	融 資 総 額 の 0.46 パーセント以内
			4,000～6,000万円	融 資 総 額 か ら 4,000万円を差し 引いた額の1.36 パーセント以内
		前年又は前々 年等同期比 20パーセント 以上減	4,000万円まで	—
			4,000～6,000万円	融 資 総 額 か ら 4,000万円を差し 引いた額の1.36 パーセント以内
4・5 年目	上記 全て		6,000万円まで	融 資 総 額 の 1.36 パーセント以内

上記は令和3年1月21日以前に日本公庫から交付対象融資の決定を受けた者に適用する。積算された金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

別表第2（第5条関係）

償還年	事業者別	売上高	融資総額	利子補給率
3年目 まで	個人 事業主 （小規模 企業者）	前年又は前々 年等同期比 5パーセント 以上減	6,000万円まで	—
		前年又は前々 年等同期比 5パーセント 以上15パー セント未満減	6,000万円まで	融資総額の0.46 パーセント以内
	法人 （小規模 企業者）	前年又は前々 年等同期比 15パーセント 以上減	6,000万円まで	—
		前年又は前々 年等同期比 5パーセント 以上20パー セント未満減	6,000万円まで	融資総額の0.46 パーセント以内
	個人事業 主及び法 人等 （中小企 業者等）	前年又は前々 年等同期比 20パーセント 以上減	6,000万円まで	—
4年目	上記 全て		6,000万円まで	融資総額の1.36 パーセント以内

上記は令和3年1月22日以後に日本公庫から交付対象融資の決定を受けた者に適用する。積算された金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

所在地
事業所名
代表者氏名 (署名または記名押印)
(担当者名 TEL)

なお、要綱第３条第１項に掲げる条件をいずれも満たしていること、及びこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、伊予市が他の官公署及び公共的団体等に照会することについても異議ありません。

- (1) 日本公庫からの「ご融資のお知らせ」及び「借用証書」の写し
- (2) 当該融資の「支払額明細書」の写し
- (3) 誓約書兼同意書（別紙）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第1号（別紙）

誓約書兼同意書

年 月 日

伊予市長 様

所在地

事業所名

代表者氏名

（署名または記名押印）

以下の該当する項目にチェック☑してください。

☐ 私は国の特別利子補給助成金の交付申請をします。

（申請後、決定した場合は国からの決定通知の写しその他決定したことが確認できる書類を、不決定の場合は国からの不決定通知の写しその他不決定したことが確認できる書類を提出します。）

☐ 私は国の特別利子補給助成金の交付対象ではありません。

（売上高等申告書その他交付対象ではないことが確認できる書類を添えて提出します。）

☐ 利子補給金の交付の適否について審査するため、産業建設部商工観光課が市税の納付状況を税務担当課に照会し、税務担当課がこれに回答することに同意します。

私は上記事項について遵守することとし、市が内容について調査する際は協力するとともに、関係機関に対し確認することについて異存ありません。

伊予市指令第 号
年 月 日

様

伊予市長



伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金について、下記のとおり決定したので、伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

利子補給対象額	円	
利子補給率	年利	%以内
利子補給対象期間		

- (1) 月 日から 月 日までの間に支払った利子分の請求を、翌年 2 月末日までに行うこと。
- (2) 請求時には毎回審査することとし、条件に適しない場合は補給しない。
- (3) 他の利子補給制度が適用された場合は、その額を除く。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

伊予市長 様

所在地

事業所名

代表者氏名

(署名または記名押印)

(担当者名 _____ TEL _____)

伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号で決定のあった利子補給金について、伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、下記のとおり請求します。

なお、要綱第3条第1項に掲げる条件をいずれも満たしていることを誓約するとともに、伊予市が他の官公署及び公共的団体等に照会することについても異議ありません。

記

請求額	円	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※口座名義人は、申請者と同一であること。

添付書類

- (1) 日本公庫が発行する「利息支払証明書」及び「支払済額明細書」
- (2) 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては履歴事項全部証明書
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類